

地方独立行政法人長野県立病院機構 役員報酬規程の一部改正について

○診療手当の支給について

1 改正の内容

診療業務に従事する常勤の役員に対し、「診療手当」を支給する。
診療手当の額は、診療業務1日につき10,000円とする。

2 改正の理由

常勤の役員に対する診療手当の支給について規程するもので、診療手当の額は、「県立病院間診療応援手当」の医師の手当額を参考とした。

3 施行期日

平成25年4月1日

○基本給等の減額について

1 改正の内容

理事長及び副理事長の基本給、理事長手当及び副理事長手当をそれぞれ10%減額する。

期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までとする。

2 改正の理由

県の特別職及び一般職が給与削減となったこと、県内の国立病院、大学病院でも給与削減があったこと等を踏まえ、減額することとした。

3 施行期日

平成25年7月1日

<参考>

- 役員報酬等の支給基準を変更したときは、知事に届け出なければならない
(法第48条②、法56条①)
- 知事は、届出があったときは、評価委員会に通知するものとする
(法第49条①、法56条①)
- 評価委員会は、通知を受けたときは、支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、知事に対し、意見を申し出ることができる
(法第49条②、法56条①)